

令和4年度第2回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和4年10月28日(金)午前10時開始

オンライン開催

1 開会

2 議題

(1) 令和4年度優先協議課題について

【資料第1号】

(2) 相談支援専門部会と地域生活支援専門部会の統合について

【資料第2号】

3 その他

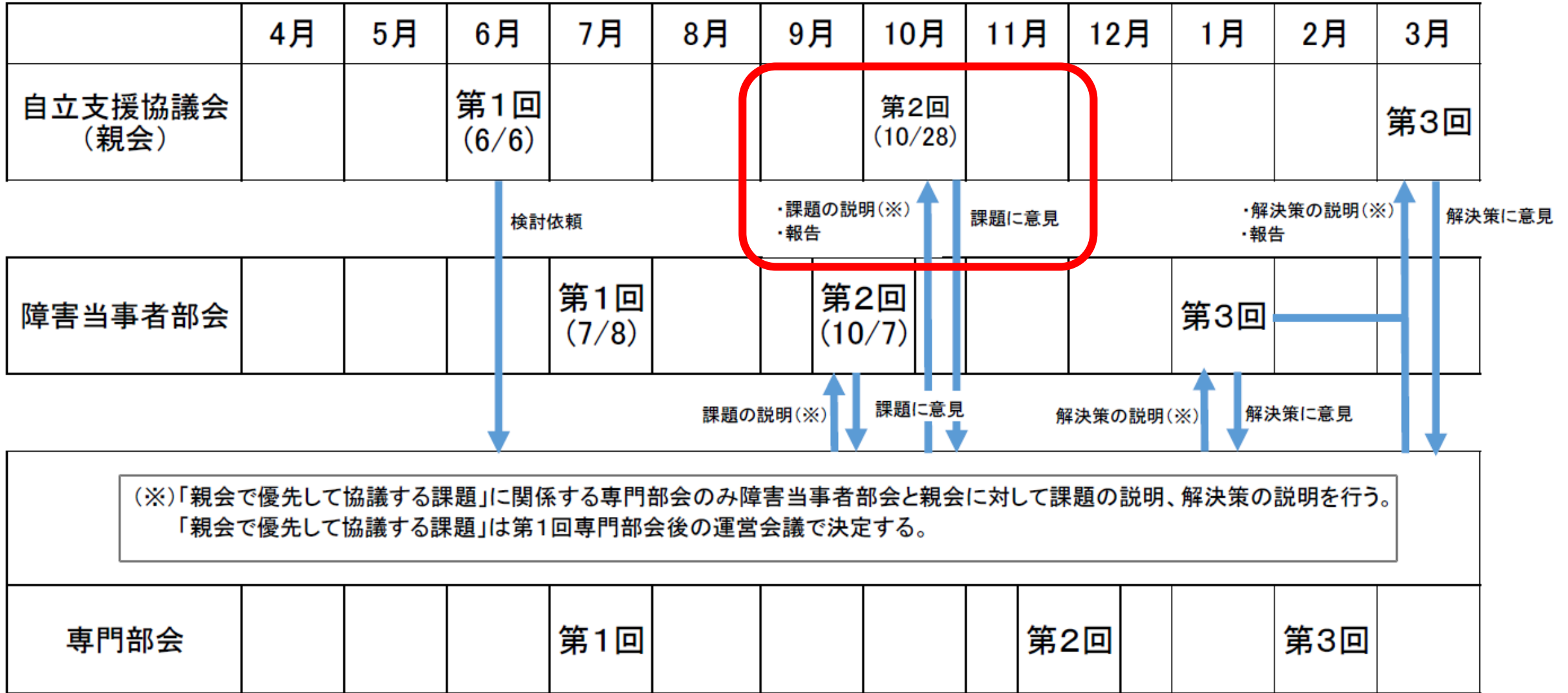
(参考資料)

- ・第1回専門部会報告
- ・文京つながるメッセ チラシ

令和4年度 障害者地域自立支援協議会 優先協議課題について

令和4年10月28日（金）
第2回障害者地域自立支援協議会

令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール



令和4年度 優先協議課題

- ▶ 第1回運営会議にて協議した結果、令和4年度の優先協議課題を（１）、（２）とすることを決定しました。

（１）切れ目ない支援

（２）居住支援

【運営会議】

会長、副会長、部会長、事務局により協議会のあり方、課題整理等を検討する場

(1) 切れ目ない支援 ①年代ごとの切れ目

▶ 子ども → 大人

出生時→保育園・幼稚園→小中学校→高校・大学等→就職等

▶ 大人 → 高齢者

障害福祉サービス→介護保険サービス

- 各年代の支援者によるアセスメント情報等の引継ぎが不十分
- 情報の引継ぎを行うツールも保護者等の負担により活用不足

(1) 切れ目ない支援 ②分野ごとの切れ目

▶ 支援機関の分野

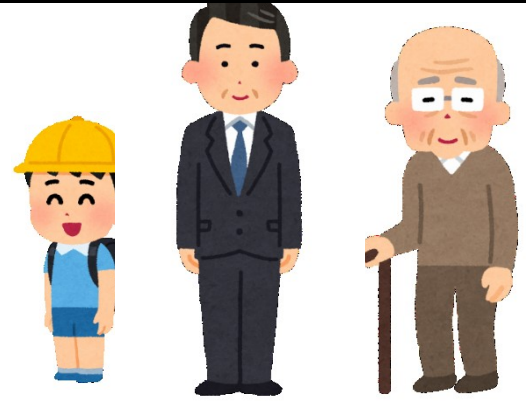
相談支援、就労支援、権利擁護、保健・医療、介護、教育 等

- ▶ ケースにおける問題が様々な分野にまたがることもあり、分野別の支援者同士で連携することの重要性が増している。

- 支援者間で情報やアセスメントの内容が共有できていない
- 専門以外の知識が不足しており、質問や相談に答えられない。他分野の支援機関との関係が薄く、困り事を相談しにくい。

(1) 切れ目ない支援
イメージ図

①年代の切れ目



高齢者

大学・就職後

中学校・高校

小学校

保育園・幼稚園

生まれた時

相談支援

就労支援

権利擁護

保健・医療

教育

介護

②分野の切れ目



(2) 居住支援 ①家賃の高さ

- ▶ 文京区は23区内でも比較的家賃が高い。
→障害者の住まいが見つかりにくい。



- ▶ 借家に居住する1か月あたりの平均家賃（平成30年）



23区 88,491円

文京区 102,833円（23区より約14,000円高い）

- ▶ 借家に居住する1か月あたり家賃の割合（平成30年）

10～15万円未満 22.9%（最多）

8～10万円未満 21.7%

6～8万円未満 21.7% ※H30住宅・土地統計調査（5年に1度実施）結果より抜粋

(参考) 区における住宅確保の取組み

▶ 住宅登録事業「すまいる住宅」

住宅の確保に配慮を要する高齢者・障害者等の入居を拒まない民間賃貸住宅として、住宅オーナーによって区に登録された住宅です。「すまいる住宅」では、入居者や住宅オーナーの安心のために区が様々な見守りサービスを提供します。

▶ すまいる住宅の見守り体制

- ・ 電球による見守り
- ・ 緊急通報装置の設置
- ・ ライフサポートアドバイザーによる生活相談

※見守り対象は原則、高齢者世帯ですが、希望に応じて障害者世帯等も利用できます。

(2) 居住支援 ②入居の制限・条件

- ▶ 不動産業者が障害者の入居の制限や条件をつけている場合がある
- ▶ 障害者に対して入居の制限を行っている家主
とても多い 30% 多い 30%
- ▶ 入居の条件（一例）
 - ・ 24時間対応の緊急連絡先、トラブル時等の相談先の確保
 - ・ 定期的な安否確認、見守り
 - ・ 家賃滞納時における関係者の速やかな対応

※居住支援協議会アンケート調査結果より抜粋



(2) 居住支援 ③親の高齢化

- ▶ 同居している親が病気になったり、逝去した場合
→親の介助を受けながら生活していたため、一人暮らしが難しい。
- ▶ 新たに入居するマンションやアパートを見つけることも難しい。
- ▶ 親と暮らすことができなくなるまで支援者や地域との繋がりが無い。
→相談先が分からず、親亡き後等の対応を事前に考えられない。



障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

- ▶ 第2回障害当事者部会において、障害当事者委員のみなさまから、優先協議課題に関する意見や経験を教えてもらいました。

出席した障害当事者委員

- ・ 視覚障害 1名
 - ・ 知的障害 2名
 - ・ 精神障害 1名
 - ・ 発達障害 1名
- 計 5名



障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

(1) 切れ目ない支援 (GH=グループホーム)

- ▶ 保健師の支援を受け、GHに入居した。その後、GH職員の協力もあり、一人暮らしの住まいが見つかった。今はヘルパーの支援を受けながら一人暮らししている。

→様々な支援者と関わりながら生活されてきた。

- ▶ 学生の当時は、困り事があっても自分一人で何とかするべきという風潮があった。相談できる場があれば変わったかもしれないが、その情報を社会や当事者が受け入れられる時代ではなかったかもしれない。

障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

(2) 居住支援

- ▶ 現在は親と生活しているが、将来、親が逝去した際に一人暮らしでできるか心配。
- ▶ 自身の障害に応じたGHは少ないため、GHに入れないのではと不安に思う。
- ▶ GHから出て一人暮らしする際になかなか住まいが見つからなかった。
- ▶ GHでなくても支援を受けて一人暮らしできるならば文京区に住み続けたい。
- ▶ GHに入る前は、自由に外出できるのか、どんな世話人がいるのか、利用費を支払えるのか、GHから通所施設に通えるのか、様々な不安があった。

本日、親会委員の皆様をお願いしたいこと

- ▶ ご自身の経験や見識などを踏まえ、以下のことについて具体的にお話しをいただきたいです。

- 2つの優先協議課題に関連して、障害当事者の方々の困り事につながっていると感じること
- その他、優先協議課題についてのご意見

令和5年度 相談支援専門部会・地域生活支援専門部会の統合について（案）

1 部会名称

相談・地域生活支援専門部会

2 検討事項

相談支援に関する課題や問題点を分析し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

※ 下線部が地域生活支援専門部会の検討事項

3 議題案

- ・居住支援について
- ・切れ目ない支援について

4 委員

令和4年度に就任承諾をいただいた両部会の委員のうち20名程度

※ 令和5年度から令和6年度までを任期とする新たな就任承諾をいただく。

5 事務局

当面、障害者基幹相談支援センターと障害福祉課により合同で運営

6 スケジュール

令和4年10月28日 第2回親会にて提案

令和4年12月 要綱改正手続き

令和5年1月以降 令和5年度の議題・運営等について協議

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会第1回相談支援専門部会 要点記録

【日時】令和4年7月15日(金)13時から15時まで Zoomオンライン開催

【出席者】

志村 健一 委員、樋口 勝 委員(部会長)、安部 優 委員(副部会長)、阿部 智子 委員、井口 勝男 委員、今井 惇也 委員、佐藤 澄子 委員、関根 義雄 委員、本加 美智代 委員、水上 妙子 委員、向井 崇 委員、山形 奈緒子 委員、渋谷 尚希 委員、佐藤 祐司 委員、松本 美紀 委員

【欠席者】

高田 俊太郎 委員、田中 弘治 委員、荒井 早紀 委員、小谷野 恵美 委員

【事務局】

菊池 景子、關 亮太、田平 政彦

【開会前に事務局からの連絡】

- ・今任期の事務局員の紹介
- ・傍聴及び会議内容の公開について確認
- ・記録作成のため会議内容の録音許可について
- ・事前配布資料の確認、追加資料の案内
- ・出欠確認

【会議次第】

1. 開会挨拶

○文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より

2. 委員自己紹介 【資料第1号参照】

3. 部会長及び副部会長の互選 【資料第2号参照】

○事務局より部会長・副部会長の選任方法について説明

- ・要綱第7条5項により、部会長は立候補で樋口委員に決定
- ・要綱第7条9項により、副部会長は安部委員に決定

4. 議題

(1) 令和4年度自立支援協議会について

【資料第3号-1~4、第4号、第5号-1~2参照】

○事務局より説明

- ・【資料第3号-2】

組織図について。障害者地域自立支援協議会の枠内一番上に親会があり、その下に5つの専門部会を設置。各専門部会は、親会の検討依頼に基づいて検討を進め、親会に対

して議題を提供して報告を行うという流れ。障害当事者の意見をより多く反映させるという観点で、障害当事者部会から親会と各専門部会に対して意見を付与することとした。

今年度より親会と専門部会の中に新たに運営会議を設置し、自立支援協議会のあり方などを検討、調整する場として位置付けている。

図の上部分は、自立支援協議会で挙げた課題や提言について、福祉部や関係部署に情報提供していくことや、障害者・児計画、障害者(児)実態・意向調査と連携させることを示している。また、その右側には障害当事者部会と地域の関係団体、障害当事者が情報提供を行うことを示している。

図の下部分は、各種会議体や連絡会で取り上げられた地域の課題を自立支援協議会に提供してもらい、協議会の中で検討に活用することを示している。

・【資料第3号-3】

スケジュールについて、運営方法変更に伴い流れを説明。まず親会においては、各専門部会から上がってきた課題やその解決策について議論し、専門部会に対して意見を述べるように協議を進めていくこととする。ただし、全ての専門部会について議論を行うことは難しいため、新たに設ける運営会議にて、本年度の親会で優先して協議をする専門部会の課題を決定する。その他の専門部会については、昨年度と同様に親会で報告。

・【資料第5号-1、2】

今年度は、地域課題の抽出を相談支援専門部会の下部に位置付けられていた定例会議でのみ行うのではなく、地域全体から課題が集まるように自立支援協議会の組織図・運営方法が変更となった。

(2) 令和3年度文京区障害者基幹相談支援センター実績報告 【資料第6号参照】

○事務局より【資料第6号】の説明

○質疑応答

・(7) 相談内容の分類の権利擁護・虐待の相談について。どのように相談を受けているのか。

→虐待防止センターの夜間休日窓口でもあるため件数が伸びている。金銭管理や成年後見利用を検討するケースもあった。虐待の通報が入ったら、聞き取りを行い障害者虐待防止センターでもある障害福祉課へ報告している。

・(6) 年代別相談件数について。65歳以上の方が増えているとあったが、どのような内容のものが多いのか。

→介護サービスへの移行の調整が難しい、一緒に考えてほしいというケースも多い。

(3) 令和3年度相談支援専門部会から親会への提言に係る回答について

【資料第7号-1~2】

<意見>

○副会長

今年度は「切れ目のない支援」という大きな課題が掲げられている。これは本人の人生の歩みであり、家族の歩みでもある。「切れ目のない支援」は家族も対象になっていることを相談支援の担当者は理解することが大事である。

◆委員

区政を話し合う集いで、当事者団体と区が障害者の地位向上や生活のしづらさの改善に向けた話し合いをしている。その内容も確認してほしい。

○部会長

当事者団体からも意見を伺いながら当事者の声を親会へ届けていきたい。

◆委員

『ふみの輪』の周知・活用不足について、具体的な課題や取組みの検討が必要。今後も継続審議をお願いしたい。

(4) 令和4年度検討事項「全年代における切れ目のない支援」についての課題整理

【資料第0-2号、追加資料】

① 児童期の課題について

◆委員

- ・課題として、情報の集約や福祉と教育の連携、連携した上での計画作成等が挙げられる。福祉と教育と一緒に切れ目のない支援について議論できると良い。
- ・児童期での支援では、当事者からの意見の聞き取りが難しく、保護者の意見をよく聞く機会がある。当事者部会で学校や就労後の困り感、当事者理解について話して頂けると良い。

○部会長

教育の立場からの意見を伺いたい。

◆委員

- ・福祉と教育の連携は必要。日常的な福祉分野との連携は少ない。
- ・『ふみの輪』は、周知できるところには行っている。周知をしても利用が広がらない課題を考えていきたい。また『ふみの輪』の利用が絶対ではなく、情報が途切れないツールや仕組みがあれば良いと思う。当事者部会で他に使っているものがあれば聞いてみたい。
- ・就労する親が増えているため、放課後等デイサービスはあるが送迎付きでなければ使いづらいという課題がある。他に、放課後の時間の過ごし方や地域資源、特別支援学校を卒業した後の学びの場の不足といった課題がある。

○副会長

(チャット機能で) 特別支援学校卒業後の学びの場として、ゆたかカレッジを紹介。

○部会長

子ども部会の進捗状況の報告をお願いしたい。

◆委員

保健サービスセンターや教育センターといった関係部署に連携や課題についてヒアリングを実施。意識の擦り合わせを行っている。今後、スクールカウンセラー等からも意見を伺いながら委員選定等を行っていきたい。

◆委員

子ども部会には、子ども家庭支援センターも入っているのか。

◆委員

子ども家庭支援センターへのヒアリングも行った。子どもに関する幅広い部署から意見を伺いたいと思っている。

◆委員

私の幼少期には、『ふみの輪』はなく切れ目のない支援を考える概念はなかった。これからは縦の連携だけでなく、横の連携を取り合うことも必要。

○部会長

教育と福祉といった横の連携も更に大事になると感じた。相談支援専門部会で協議したことをしっかりと子ども部会へ引継ぎたい。

② 成人期の課題について

○部会長

居住支援やグループホームの不足、空き情報や賃貸住宅など、住まいについての意見が多い。

◆委員

居住についての課題は大きく3つある。まずは地域、文京区内や近隣区を希望しても、市部や都外となると東北地方等の遠方を選択せざるを得ないことが多い。次に形態、選択肢としてはグループホームか都外の入所施設が多く、都外施設で生活している都民は、二千数百人以上だと聞いている。最後に構成、家族と同居か独居を支えるか。障害当事者や家族には様々な希望があるが、質・量ともに副う状況になっているかどうか課題である。

○部会長

自身で選択した生活ができているのか、選ばざるを得ない状況になっているのかについて、意見を伺いたい。

◆委員

家族は現居住地の近くに住んでほしいと希望するが、入所施設・グループホーム共に数が不足しており希望が叶わないことが多い。また、両親と一緒に支援していたが、高齢にな

ったり一方が他界したりすることで家族状況が急激に大きく変化し、対応が難しくなることもある。

◆委員

色々な事業者の情報を見える化できるツールがあると支援がしやすい。例えば、直近のグループホームの空き情報がわかれば、連絡を取って関係作りから始めることができる。

○部会長

実際に、入所施設やグループホームの空きが無くて困ること、本人が住みたいところに住めないことがあるか。

◆委員

文京区は土地が無いと事情が一番大きいと思うが、資源が限られている。しかし、親としては近くの慣れ親しんだ土地で本人と生活して行きたいという希望がある。

○部会長

続いて、親亡き後の居住支援について意見を伺いたい。

◆委員

当事者が高齢者の年代に入りかけおり、親もかなりの高齢で、今は二人で何とか生活しているケースがある。また、親亡き後の居住を現段階で心配している方や、長い間文京区で生活しており親亡き後に一人暮らしをするには自信がないという方もいる。グループホームを探したとしても区内などの近場では候補が限られ、遠方のグループホームになってしまうと支援者も密な関わりを継続することが難しくなる。

○部会長

居住支援協議会等に問題を投げかけても良いのではないかとある。意見を伺いたい。

◆委員

昨年、居住支援協議会の一般公募委員に応募したが、残念ながら落選した。居住支援協議会では高齢者など、様々な社会的マイノリティについてのテーマが挙がっていた。居住支援協議会等と障害者の課題について意見交換をし、縦の連携のみでない、横断的な連携をする機会があると良い。

○部会長

親会でも今後の相談支援専門部会で、他の協議体との意見交換の了解を得ている。第二回、第三回のどちらかで居住支援協議会等、他の協議体との意見交換、地域生活支援専門部会と連動した部会の開催を検討したい。賛成であれば、拍手を。

<拍手>

事務局や他の協議体側と、今後の意見交換について相談していく。

続いて、当事者部会に尋ねる内容について。居住の他、成人期について、8050の課題などの意見もあったが、確認しておきたい事柄はあるか。

◆委員

当事者部会はどういう委員が何を話しているのかを知りたい。提案であるが、年に一回交流会などの機会があるとよいのではないか。

○部会長

交流の場を設けて、当事者部会でどのようなことを協議しているかを知ること大事だと思う。また当事者部会に確認をしたい話題が出てくるとより両部会がリンクしてくると思う。

③高齢期の課題について

○部会長

介護保険への移行についての意見が圧倒的に多い。

◆委員

ダブルケアマネージャーの課題について。地域生活支援拠点と居宅介護支援事業所の双方の話し合いの機会、勉強会が始まった。ケアマネージャーは接点を持つ機会を求めているので、今後短いスパンでやっていければと思う。

移動支援について。介護保険では通院介助や買い物の同行は認められているが、余暇のための同行は認められていない。自費で利用する高齢者もいるが、自費にも限界があり余暇活動が少なくなってしまう。自治体と協議していく必要がある。

◆委員

当事者へ障害福祉サービスから介護保険サービスになる際の制度の説明をするが、理解してもらうのは難しく、早い人だと移行する1～2年前から説明をしていく場合もある。今まで使えていたサービスが使えなくなってしまうというデメリットを説明することも多く、そこに理解を得る難しさもある。介護保険への移行期間から連携してスムーズに移行ができると良い。

○部会長

精神障害の方が介護保険サービスへ移行すると、「要支援」になる場合が多い。その場合、今まで1時間枠あったサービスが、介護予防サービスとして45分間の訪問介護サービスを使うことになり、戸惑う方もいる。事前に確りと説明して準備をしていく必要があると感じている。

◆委員

訪問看護に関しては医療保険でそのまま継続できる為、精神障害の方は問題なく利用継続できる。しかし、身体障害等の精神科からの指示書が出ていない場合、介護保険の単位数の中で行うことになり、障害福祉サービス利用時に比べ同じ回数ではなくなるという影響を受ける可能性がある。

◆委員

私も認定調査の立ち合いをして、如何に備考欄に支援が必要であり、支援の量が必要であるかを訴えている。制度の違いを感じることもある。

○部会長

国の制度である為、文京区だけでは難しいこともあるかもしれないが、高齢者福祉と障害福祉の考え方の違いについて、今後意見交換をしていくことの重要性を感じた。

◆委員

長年障害福祉サービスを利用してきた人が必ずしも介護保険サービスへ移行しなくてもいいのではないかという考えはある。

◆委員

区内の施設入所者や利用者で65歳を迎える方が実際にいる。介護保険への移行は65歳になったらすぐにする訳でなく、現行の障害福祉サービスも継続していきながら、本人のニーズや居住のことなど、出てくる色々な課題を解決して行きながら、移行をしていくと以前区から話を聞いている。

また、区内の資源、サービスだけで解決することではないと思う。他区でも生活できる環境を変えることや他の地域の資源も一緒に合わせて考えることで、色々な解決案になると思う。

◆委員

切れ目のない支援を提供するためには、児童期、成人期、高齢期と切り替わるタイミングで、同一事業所でない限り、本人に関わりがある支援者がきちんと引継いでいく体制を整えることが大事である。特に高齢期になり介護保険サービスの利用に移行する際、相談支援専門員とケアマネージャーがいわゆる“ダブルケアマネ”のように一定期間両者が立つことも認めている。その間に、相談支援専門員からケアマネージャーに障害特性や支援方法などを引継いでもらい、制度移行が円滑に行えるよう対応している。

また、介護保険に移行することでこれまでと同様のサービスが利用できなくなることにについて、先ほど精神障害の方が45分になることを聞いて実情が理解できた。身体障害の方の場合、家事援助や身体介護である居宅介護、通院等介助は介護保険サービスが優先になる為、引き継いでいく。しかし、移動支援や視覚障害者の同行援護などは介護保険サービスに存在しない為、介護保険サービスを利用しても引き続き障害福祉サービスも利用する方がいる。

○部会長

私も支援している60代の方は多い。その方々が65歳になり計画相談から引き継ぐ時に、ケアマネージャーが心配に思うところもあるだろう。親会への提言の回答にも、引き続き障害福祉と介護保険との連携についてはきちんと検討してもらいたいということと、必要に応じては区や事業所の職員の方の出席も依頼することができると回答いただいている。

高齢の課題については高齢福祉課や地域包括支援センター等の高齢者、介護保険関係機関の方に一度部会へ出席をしていただいて、相互で感じている課題や不安についての意見交換するところから始めたい。賛同いただけるか。

<拍手>

事務局と相談しながら、次回以降で実現して行きたいと思う。また、当事者部会に高齢期の課題について何か確認しておきたいことがあるか。

◆委員

例えば、ある国では車いすを作る時に幼児期から大人への成長過程を見込んで、オーダーメイドである程度の人生と一緒に生活していく為の車椅子を設計していると聞いた。相談支援も一人一人違う生活スタイルや幼児期、成人期、そして高齢期の変化の中で、その都度、コーディネートしていく。また、各サービスを提供する事業者が横の連携でその人の生活スタイルを維持してもらう為の計画を当事者と共に立てていければと思う。

○部会長

当事者に寄り添ったプランを立てることについての意見があった。当事者部会の委員が相談をすることをどんな風に思い、計画相談のプランニングに対して満足しているのかなどの意見も聞けたらと思う。

◆委員

高齢者が遭遇するのは、住宅契約が更新されずに貸してくれる場所がないこと、家賃が高くて文京区に住めないことといった問題。親が亡くなった後の住居に、亡くなった親に代わる色々なサービス、支援者が入れれば、そのまま住み続けることができるかもしれない。本人が親なき後にどのように暮らしていきたいかを、きちんと押さえておくことで、親亡き後の住まいのあり方や暮らし方は違っていくと思う。また、切れ目のない支援については先の意見の通り、その人の人生の設計に合わせた計画に沿った支援をしていければ、支援者が変わっても切れ目のない支援が繋がっていくことになると思う。また、文京区以外の地域で暮らし続けることができることは選択肢の一つだと思う。その人がどのように生きていきたいかに焦点を絞りながら、足りないサービスはどういうものかを検討するために、当事者に意見を聞いてみたい。

○部会長

当事者部会で委員から今後の住まいや、今後どう生活して行きたいかについて、具体的に思い描いている方がいたら意見を伺いたい。

◆委員

例えば親が、親亡き後の我が子のことを考えて、二世帯住宅を建てた。しかし、それが40年も昔である為、バリアフリーや車椅子での生活することを考えた設計でない。しかもヘルパーと一緒に生活する考えでもなかった。ケアマネージャーや障害福祉サービスの方にそういう親と子のことも伝えられたらと思う。

○部会長

住み続けたいけれども、古くてバリアフリーでないということもある。このような意見も当事者の方から伺えたらと思う。

では、第二回、第三回の部会について、関係する課の方や協議会の方を招いて開催ができるように事務局と相談していきたい。今回、当事者部会に確認したいと意見がいくつか上がった。後日作成される要点記録を委員には参照して頂き、アンケート等を通して事務局に取りまとめて頂きたい。当事者部会との連携も深めていきたいと思う。また、時間の関係で取り上げられなかったが、家族支援についての意見も多くあった。今後、部会を進めていく上で意識していきたい。

○副会長より

色々な意見が出ており、課題が相談支援専門部会だけでは完結しないことが再確認された。部会長からも提案が出ているが、関係する部会との連携について、当事者部会へ投げかける内容については吟味が必要と思うが、高齢者支援や就労支援の方々などへの意見聴取は今年度の課題として実施できるように思う。

また、家族支援の問題、家族を含めたシステム支援の問題については、取り組まなければならない課題だと思うので、是非継続した審議をしてほしい。

(5) その他

○運営に関する意見

- ・オンラインへの入室ができない等のトラブルへの対応体制について

○事務局より事務連絡

- ・報酬について
- ・事後アンケート送付について
- ・記録作成について

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 就労支援専門部会 要点記録

日時 令和4年7月28日(木)14:00~16:00
場所 文京区シビックセンター 障害者会館会議室C・オンライン
出席者 志村健一 協議会副会長・瀬川聖美 部会長・佐瀬祥子 副部会長・藤枝洋介 委員
稲村 優 委員・松井裕 委員・小泉洋平 委員・阿部光実 委員・小林美千代 委員
中瀬 茂由 委員・有村秀一 委員・鶴田 秀昭 委員・吉野 隆久 区委員
欠席者 北村 洋次郎 委員・池田 直矢 委員・南雲 ひとみ 委員・平井 芙美 委員・天野 亨 委員
加藤たか子 区委員
※下線は今年度からの新規委員

<会議次第>

1 開会

(1)部会長の互選、副部会長の指名について

2 議事

(1)令和4年度障害者自立支援協議会について

①令和4年度就労支援専門部会検討事項について【資料第2-2号】

②令和4年度障害者地域自立支援協議会スケジュールについて【資料第2-3号】

(2)就労支援ハンドブックの活用について【資料3-1号】

(3)現状と課題について(事前アンケート結果)【資料第4-1号】

(4)その他

<配布資料>

- ・就労支援専門部会委員名簿……………【資料第1-1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会について……………【資料第1-2号】
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会検討事項について…【資料第2-1号】
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会 組織図……………【資料第2-2号】
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール……………【資料第2-3号】
- ・就労支援ハンドブックの周知先について……………【資料第3-1号】
- ・現状と課題について(事前アンケート結果)……………【資料第4-1号】
- ・参考資料:令和元年度就労支援専門部会 資料……………【資料第5-1号】

- ・開会にあたって、事務局より、出欠席の確認、配布資料の確認、事前アンケートの協力についてのお礼を伝える。
- ・志村委員より、部会開催に向けての話を頂く。
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱、第 5 条に基づいて部会長の互選と副部会長を指名し、瀬川部会長、佐瀬副部会長に決定。
- ・就労支援専門部会の司会進行を事務局から部会長に交代。
- ・今年度、新しく委員になられた方もおり、名簿順に簡単に自己紹介(氏名・所属)を行う。

【議事】

(1) 令和 4 年度障害者地域自立支援協議会について

① 令和 4 年度専門部会検討事項について【資料 2-1号】

- ・資料について、事務局より説明を行う。就労支援専門部会の検討事項について確認をする。
「障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検討する」

② 令和 4 年度障害者地域自立支援協議会スケジュールについて【資料 2-3号】

- ・資料について、事務局より説明を行う。部会の開催は年 3 回。7 月、12 月、2 月を予定している。

(2) 就労支援ハンドブックの活用について【資料 3-1】

- ・昨年度の部会にて検討し、今年度 4 月に完成。5 月から 6 月にかけて配布(郵送)開始。各機関からは、色々な声も聞こえている。

(各委員より活用報告・ご意見等の整理)

- ・事業所に置いてある。利用者や保護者というよりは、来客の方が見て感動している。
- ・今後、進路を決める際や、学習の場などで活用していきたい。
- ・ハンドブックを見た方たちが、「私もできる」と思わせるような写真(特集)を、前面に出していくと効果的。
- ・ハンドブックについては、文京区の HP(就労支援センター)にて、閲覧できるようになっている。
- ・各事業所間の連携や、各事業所のスタッフが学ぶ為に活用できる。
- ・医療機関については、なかなか連携できていない。今後、活用しながら連携できれば良い。
- ・部数の不足、配布先の拡大について、何かあったら、事務局に伝える。

(3) 現状と課題について(事前アンケート結果)【資料第 4-1 号】

- ・当日配布資料に沿って、それぞれご意見を頂いた委員から、補足も含めて報告して頂く。

(各委員からの主な報告・ご意見)

- ・企業と求職者がつながる場、サービスにつながっていない方の相談の場(サービスを探す場)。
- ・コロナ禍で求職活動がなかなか進んでいない状況。見学先、実習先の減少。企業が求める人物像が高くなってきている。
- ・医療機関に相談(連携)するハードルが高さ。家族との関係もあり、支援者(スタッフ)が入れ込めない状況。

- ・B 型の利用者が就労を目指すも、まだ就労の対象ではないとの判断。また、就職ではなく、生活介護に近い方もいる。
- ・就労を目指している人もいるが、安定した福祉的就労を希望する人もいる。
- ・オンラインでの対応が多くなったことで、外に出ることが苦手な方には、良い方法である。求職活動も行える場合もある。
- ・短時間雇用について、法制度が整備されようとしているが、企業側からは、「障害」を理由に短時間になる制度はない。育児や介護に関しては、短時間雇用もある（制度）。障害者の短時間雇用となると、パートやアルバイトではできると思うが、正社員では難しい。
- ・就労アセスメントについては、就労ではなく、「A 型か B 型か」という判断のものである。就労に向けてのアセスメントがあれば、例えば、「100点満点中80点以上であれば、就労可能」等、目に見える基準ができるかと採用もしやすくなる。
- ・就労に対して十分な準備期間がなかった為、職場でのミスマッチや課題が生じることが増えた（早期支援介入の必要性）。
- ・生活面に踏み込んだ相談が増え、家庭環境、医療面のアプローチが必要なケースも増えた。
- ・様々な社会資源（相談窓口）が地域にできたことで、他機関との調整業務の機会が増えた。

(4) その他

- ・次回の就労支援専門部会については、12月頃の開催予定。
- ・詳細は別途連絡。

第1回権利擁護専門部会報告

日時 令和4年7月29日（金）午後2時から4時まで、オンライン開催（文京区民センター3A）

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題

●議題1 部会長及び副部会長の選任について

前期に引き続き松下委員に部会長が互選され決定した。

松下部会長が新堀部会員を指名し、副部会長に決定した。

●議題2、3 令和4年度自立支援協議会及び検討事項について

事務局より資料説明及び質疑応答

●議題4 権利擁護専門部会における課題の整理について

事務局より説明。以下、要点。

○令和元年度から令和3年度に、権利擁護専門部会にて出された権利擁護における課題をまとめた資料。成年後見制度のフローを①相談前、②相談受付・アセスメント・利用の検討、③成年後見制度の利用、④後見人等への支援という4場面に分け、それぞれの場面での課題やキーワードを示している。

○①相談前は、相談者が相談機関につながる前の段階。この場面が障害のある方の権利擁護における課題の大きな特徴。成年後見制度利用を検討するタイミング自体が難しく、相談に至る前の段階に課題の多くが集中している。「周知が不十分という部分も含めて、知的障害分野での後見制度の相談窓口がないこと」「アウトリーチが不十分であること」などの意見が出た。

○権利擁護センターが7月に実施した「～親あるうちに備えて～障害のある方のための成年後見制度」という学習会でも、「相談の機会が分からない」、「利用のタイミングが難しい」、「家族だけでなく支援者の理解、社会の理解が深まってほしい」、「コーディネーターの養成の必要性を感じた」というご意見がアンケートに書かれていた。

松下部会長より補足。

○権利擁護の仕組みは成年後見制度だけではないが、代表する制度としては後見制度、それから意思決定をどのように支援していくかが柱である。制度利用前の課題、相談窓口が分かりづらい、利用のタイミングを明確に決められない、後見人等選任後のサポートについてなどの課題が明確になってきた。

委員による成年後見制度や意思決定支援という視点からの意見交換。以下、主な自由意見。

○後見人等がついた後も、後見人と支援者で役割分担してチームで支援した経験がある。

- 早めに計画的に制度利用を検討するために、例えばハンドブックのような相談窓口や制度の内容がわかるツールがあると、説明し、つなげる機会ができると思う。
- 権利擁護は成年後見制度だけではないため、日々のさまざまな場面で権利擁護についてチェックし、検討できる機会を設けられると良い。
- 成年後見制度利用に対して当事者側に拒否感があるという課題はある。さらに、専門職として後見人等や後見監督人が障害の知識が少ないという課題。また、親なきあとの問題については今後重要になると思う。
- 意思決定支援については、サービス提供者が意思決定の支援をされていて後見人等につないでいただくことで連携できているケースもあり、支援者によって意思を伝え分けている方もいらっしゃる。
- 後見制度の相談窓口を周知できたとしても、費用のことが課題になる。
- 同居していた親が入院し、障害のあるお子さんが施設に緊急で入所する必要性があるなど、課題が起こってから成年後見制度を利用することが多いと思われる。在宅サービスをうまく利用して自立生活が安定しているときは後見制度の必要を感じられないということがある。
- 後見人等がなんでもやってくれると思われている部分もあるが受けきれない場合もある。
- 制度の情報を取ることができない人もいて、どこから情報が来るのか分からず情報を取りに行くこともできない。そうした話をしてくれる人もいない。
- 年に2回ほど特別支援学校にサービスのお話しをしに行く機会に必ず後見制度の話をし、併せて考えていきたいと思いますとお伝えしている。
- 成年後見制度が20年経っても使いづらいものであり、成功事例やモデルを作っていくことで制度利用を増やすはたらきかけが求められる。部会のメンバーも増え、新たなネットワーキングにおいて、何か文京区版のモデルを構築する必要がある。

●議題5 令和4年度の今後の予定について

松下部会長より、総括と今後の予定についてお話いただく。

- 現場で知的障害の方々と関わっている職員自身が、成年後見制度や地権を知らないということが現実的にあり、利用している方とかかわっていないと分からないということがある。相談支援専門部会とのかかわりも大切であろう。
- 第2回権利擁護専門部会までに、相談支援専門部会や相談支援員、専門職とどのように係わっていくかについて検討していきたい。

●その他

次回は、11月に第2回権利擁護専門部会開催予定。

れいわ ねんど だい かいしょうがいてうじしゃぶかい ようてんきろく
令和4年度 第1回障害当事者部会 要点記録

【日時】 令和4年7月8日（金） 10時～12時

【場所】 文京シビックセンター3階 障害者会館

【出席者】 高山 直樹 （自立支援協議会 会長）

志村 健一 （自立支援協議会 副会長）

竹間 誠次 （知的障害）

河野 孝志 （身体障害）

永野 栄一郎 （知的障害）

石井 和代 （発達障害）

中山 雅美 （精神障害）

橋本 淳一 （区委員）

【事務局】 美濃口、關、林、太田 （文京区障害者基幹相談支援センター）

【欠席者】 小西 慶一 （身体障害）

【補助人】 松下 功一

鈴木 寛樹

【開会前に事務局からの連絡】

- ・ 会議録作成のため、会議内容の録音についての確認
- ・ 写真撮影についての確認

1. 当事者委員顔合わせ

障害者会館Cにて、当事者委員、自立支援協議会会長・副会長、障害福祉課長、事務局が出席し、資料第1号を用いて出席者より自己紹介を行う。

2. 民生委員との交流会

上記出席者が隣の障害者会館A・Bに移動。民生委員23名も参集。

●開会の挨拶 自立支援協議会 高山会長より

交流会を通して障害への理解や文京区の中でその人らしく生きるということはどういうことなのか一緒に考えていきたい。民生委員の方々、本当に一生懸命やっておられて感謝している。一住民としての出会いが最初であり、そこに障害は関係ないと思っている。住民の中には障害、高齢、家族の問題を抱えている方がいるので、住民との交流の中で次に障害の理解が深まってくる。今日をきっかけに色々な交流会の在り方も含めて考えていくことができたかなと思っている。

●議題

自立支援協議会志村副会長のインタビュー形式で進める。

(1) 民生委員についての説明 民生委員代表より

・地域住民と行政との繋ぎ役（区役所、高齢者あんしん相談センター、社会福祉協議会等に連絡）

- ・町会から推薦を受け、厚生労働大臣から委託された非常勤の地方公務員。ボランティアとして活動。任期は3年だが、再任もある。
- ・民生委員・児童委員は全国に約23万人。文京区には151人。年齢は40代から70代まででおよそ75%が女性。
- ・特に関わることが多いのが高齢者（高齢者あんしん相談センター、社会福祉協議会との連携）
- ・障害者関係では、地域の作業所や施設の手伝い等、地域ごとに活動。
- ・防災活動にも力を入れており、災害が起きた時には区から預かっている避難行動要支援者名簿に掲載されている方の支援や見守りができるように避難所で活動する。
- ・4つの専門部会、高齢者、障害者、児童、生活福祉に分かれている。本日参加しているのは障害福祉部会のメンバー。

(2) 当事者委員の自己紹介

事前に準備した下記3点について各委員より発表

① 日々の暮らしについて

- ・グループホームを利用している。一人暮らしをしている。
- ・開業している。会社勤めをしている。福祉施設へ通所している。

② ライフストーリー（人生の中の大きな出来事）

- ・出産したこと。親を亡くしたこと。
- ・障害に関して、知った時や進行した時

③ 趣味、休日の過ごし方、ストレス発散法

- ・映画や演劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦など
- ・ゲームセンターのメダルゲームで遊ぶ
- ・絵を描くなど
- ・おいしいものを食べる

(3) 民生委員からの質問、意見交換

以前に集めた民生委員からの質問に対し、事前に当事者委員が回答を準備し、発表

① 病気や障害によって日常生活で困ることはどんなことですか

[当事者委員より]

- ・足に障害があるので長い時間立つことや重い物を持つのが大変。人が話していることが分からない、何て言ったらいいのかわからないことがある。
- ・発達障害の私が日々困ることは曖昧な表現。具体的に断定してくれると助かる。話していることに間違いが多く、言いたいことがうまく伝えられず、コミュニケーションがうまく取れない。聞く能力が低く、難しい会話、早口、同時にたくさんのことを言われると全く理解ができず、頭が真っ白になり身体がフリーズする。イレギュラー対応や臨機応変な対応も苦手。普通に見られてしまう場合も困る。
- ・見た目では障害があるのが分からないので理解してもらうのに時間が掛かる。
- ・視覚障害者は読むこと、書くこと、歩くこと。読むことは、点字であれば読めるが点訳には数日要するので資料が間に合わない。今日も半分資料がなくガイドヘルパーに読んでもらった。書くことは、限られた枠内に文字を書くのは至難の技。生まれつき全盲の人は自分の名前すらどう書いたらいいかわからない人も多い。歩くことは、通勤は一人でしているが、慣れない所や初めて行く所はガイドヘルパーの手を借りている。一番困るのが信号もそうだが駅のホーム。ホームドアができていないが、線路に転落する視覚障害者がとても多い。私も二度落ちた。一度はとても怖い思いをした。
- ・一人で病院に行くことが出来ない。

② 手助けについて

- ・いつ、どんな時に必要ですか
- ・声を掛けてもいいですか
- ・何をしたいですか

[当事者委員より]

- ・施設の職員や社協が手助けしてくれているので今は特に必要ありません。
- ・パニックになった時に必要だが、自分でもどう助けが必要なのか、どういう合図を出したらいいかまだ分かっていない。声を掛けてもらうのは助かる。障害について聞いてもらえると嬉しい。紙に書きながら話してもらえると分かりやすい。
- ・精神の障害は分かりにくいので不安感が強くなった時に助けが必要。声を掛けて頂けると安心する。気軽に話しかけて頂けると助かる。
- ・視覚障害者の場合は、いつでも必要と思ってください。声はどんどん掛けてください。その時のコツは、傍に寄って話しかけると私自身に話しかけられているのか近くの別の人に話しかけているのか判断がつきにくいので、肩や肘や腕の辺りをトントンと軽くたたいて声を掛けてもらえると自分に声を掛けてもらっているとはっきりする。どう手助けしていいかわからない時や案内に困る時には本人に聞いてください。声を掛けても断られることが多いと思いますが、その場合は慣れているのだなと思って「お気を付けてください」と見送っていただければ、そのうち手助けを頂きたい場面に巡り合うので。断られることにも慣れてくださいとよく言っている。そのうち絶対お願いされるので、何度も断られたからもういいやとなると寂しいのでよろしくお願ひします。

③ 民生委員への要望はありますか

[当事者委員より]

- ・避けないで頂けたら嬉しい。
- ・障害について身近に感じて頂ければと思う。
- ・避難行動の要支援者名簿を登録した。それが民生委員の方にも渡されていると聞いている。受け持ちのところの名簿登録をしている人がいれば障害者の人や要支援の人がいると分かると思うので一度お宅に伺って話を聞いて欲しい。また、受け持ちの区域を半年か一年掛けて全員のお宅を回って挨拶回りをしていただけたらと思う。

④ 意見交換

[民生委員より]

要支援者名簿をもらった時には訪ねて行って、拒絶されたとしてもこういう方だったんだとか、親しくなれた方は何かできることはないのかなとか色々な気づきができると思うので訪問はやはり大切なことだと思った。今日は本当に勉強になり、ありがとうございました。

[当事者委員より]

訪問する時に一人で行かないで複数人で行くのはどうか。知らない人といきなり話をするのは怖いと思うので複数で行けば知恵を出し合えるし、訪問される側も事前に知っていれば自分のサポーターに同席を頼める。

[民生委員より]

民生委員は地域に一人という形なので複数で訪問するのは難しいので町会の方と共同で行くことが大事だと思う。実際に地震が起きた時にどの程度できるかは不明だが、日頃から準備をしておかないとできない。個人情報もあるが、名簿を持っている者同士協力してやりたいと思う。

[当事者委員より]

民生委員の仕事は何ですか。

[民生委員より]

全ての人に共通することだが、御用聞きではない。困りごとを伝えて頂ければ個々の気持ちで対応をするが、継続的にやれない場合は然るべき機関に繋げて対処することになる。

[当事者委員より]

どなたでも構わないが、今までの経験の中で障害者の人から相談を受けて、どういう相談で、どこかに繋いだという事例があれば教えてください。

[民生委員より]

統合失調症の高齢の一人暮らしの方を訪問し、一度は門前払いだったが、一緒に高齢者あんしん相談センターに行ったり、通院に付き添ったりした。最終的には入院後、高齢者施設に入所されたが、とても喜ばれ、今もたまに電話で話している。

[高山会長より感想]

貴重な意見やこれから自立支援協議会がどういふことをしていかないといけないというヒントを与えられた。例えば、先ほどの意見で、複数で自宅に伺うのが良いといった時に、民生委員が複数ではなくて町会長さんや地域の人たちと一緒にいく。同時に、福祉施設が作る個別支援計画と相談支援専門員が作るサービス等支援計画の中に地域の人たちがもっと入り込んでいくのが大事。もう一つは、相談というのは複合的にあるのもっとネットワークを組んでいくやり方も必要。問題が起きる前に関係性ができるかどうか。あるいは、おかしいなと察知していくような形を地域の中で作っていく。そういう意味では、事業所と繋がっていくというのが非常に大事。色んなルートやネットワークを構築しなければいけないというところが見えてきた。民生委員の方も色んな自立支援協議会の中に入れていただいて、作り出した事例を発表してシェアしていくといいと思った。ありがとうございました。

●閉会挨拶 障害福祉課 橋本課長より

今日話題となった避難行動要支援者名簿については障害者の方と地域の方が繋がるきっかけにもなるとおもうので、差し支えなければ関係部署と共有させていただければとおもう。本日はありがとうございました。

3. その他連絡事項

事務局：次回部会の日程は決まり次第連絡。

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回地域生活支援専門部会 要点記録

日時 令和4年7月1日（金）午後2時00分から午後4時06分まで

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館A・B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議題

- (1) 部会長の互選・副部会長の指名について
- (2) 地域生活支援専門部会の検討事項について
- (3) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会について
- (4) 居住支援の課題について

3 その他

≪その他配付資料≫

- ・文京区障害者地域自立支援協議会地域生活支援専門部会名簿
- ・すまいる住宅入居資格認定者の住まい探しに関するアンケート結果（抜粋）
- ・居住支援協議会ワーキンググループアンケート調査結果（抜粋）
- ・新聞切り抜き

<障害者地域自立支援協議会委員（名簿順）>

出席者

安達 勇二 部会長、浦田 愛 副部会長、夏堀 龍暢 委員、松尾 裕子 委員、高田 俊太郎 委員、
児玉 俊史 委員、岩井 佳子 委員、當村 雪恵 委員、早藤 佳代子 委員、堅村 仁美 委員、
東條 清子 委員、渋谷 尚希 委員、荒井 早紀 委員、小谷野 恵美 委員、工藤 麻衣子 委員

欠席者

佐藤 瑠生 委員、加藤 たか子 委員

議題

(1) 部会長の互選・副部会長の指名について

互選により安達部会長、指名により浦田副部会長に決定。

(2) 地域生活支援専門部会の検討事項について

令和4年度の検討事項は、「令和4年度に地域生活支援拠点を設置する大塚地区及び駒込、富坂地区の地域課題への対応について検討する」ことを事務局より説明。

(3) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会について

自立支援協議会について、事務局より説明。

自立支援協議会とは、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活、または、社会生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより、障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推薦していくことを目的として設置するもの。この自立支援協議会が親会に該当し、その下に現在五つの専門部会が設置されている。その一つである地域生活支援専門部会は、地域課題や地域生活支援拠点の整備を議論する場となっている。

令和4年度は年間3回の開催予定。

質疑応答・主な意見等

自立支援協議会の枠組みについて

→自立支援協議会は、障害者総合支援法に位置づけられる、地域で自分の望む生活を、自分の権利として送ることを支援する仕組みを考えていくために、行政、民間、当事者が一緒に考えていく会議体。

最初に必置とされていたのが相談支援専門部会であり、相談支援が担う当事者の意見を聞いて、意思決定に関わっていく役割が地域課題を最も把握できるという観点で始まった。文京区では、相談支援、就労支援、権利擁護という三部会体制で始まっており、地域資源の連携で対応できることや新しい資源の創出の必要性等が検討課題として出されていくという協議会となっている。

また、地域生活支援専門部会でもう一つの位置づけとして、同時に、国が推し進めている障害者が地域で24時間安心して住めるための拠点をつくるよう指針が示されている。拠点整

備をするために会議体が必置とされており、自立支援協議会としての流れと地域生活支援拠点を整備していくという流れの両面を持っているのがこの地域生活支援専門部会になる。

文京区では、地域を四つに分けて、本富士、駒込、大塚、富坂地区にそれぞれ地域づくりと相談支援を担う拠点を整備している。今年度最後の大塚地区に拠点ができる計画であり、自立支援協議会の成果でもある。

障害者の地域生活を送るに当たっては、専門の人達だけでは支援は追いつかず、当事者が地域で生活していることから、様々な地域の方に勉強をさせていただく場でもあり、その点では、民生委員や社協の力が大きい。

地域生活支援専門部会と相談支援専門部会の統合について

部会長から趣旨説明。

自立支援協議会で地域課題を議論して、制度に結びつけるもの、地域で連携を考えてもらうものと分けていくことになるが、委員が複数の部会を兼務しているなど、部会が増えていくなかで、力が分散され、地域課題の抽出と次につなげるための力になっていかないことが、ここ数年の自立支援協議会の課題。

前年度から相談支援専門部会で議論されているが、文京区の自立支援協議会で特に欠けている視点として、子どもの自立生活全般を考える場がないということで、子ども部会の新設に関して動きを続けており、来年度の子ども部会の設置に向けた流れがある。

同時に、部会の数が増えてきたなかで、部会の整理をすることで、施策展開や地域での連携に結びつけていく力になるために、地域生活支援専門部会や相談支援専門部会と委員を兼ねている方も多くいることから合併を考えている。

質疑応答・主な意見等

- ・相談支援専門部会でも8050の問題や住まいの課題、相談支援の強化についての議論を行っている。拠点がやるべきことと重なる部分があり、統合して文京区のことを考えていけたらと思っている。
- ・統合については、地域生活支援拠点の二つの機能、文京区で重点的に進める相談支援と地域づくりの点でも整合性があり、賛同したい。

- ・最初は地域生活拠点をつくっていくところで、拠点自体の役割が主な話題だったと思うが、拠点が整備されてきて、ニーズが見えつつある状況の中で、相談支援で議論されている内容と重複しているので合併は良い。また、子どもだけでなく若者も含めて、障害に気がつくときの様々な教育と福祉のあいだの問題も日頃から感じているので、子ども部会という方向に向かって議論されているというのもありがたい。

- ・この部会で高齢分野を巻き込むことの意図があれば教えていただければ。

→障害の分野では、40代、50代の方の相談件数が多い。ご本人からというよりも、高齢化によって家族で支え切れなくなったケースや親が80代だと、福祉サービスにつながっていない方も多く、ご相談があったときに、ご家族に高齢者あんしん相談センターの方が関わっていて、連携してやれることを目指していくなかで、ご意見をお伺いしたいと思っている。

(4) 居住支援の課題について

各資料について事務局から説明

部会長補足：障害者の地域生活を考える点では、居住支援の視点が重要。これまで終の住みかと思ってグループホームを利用していた方が、外に出なくてはいけない転換をした場合には、どこか別の住居を探さなくてはならない形にもなり得るものなのかなと思っている。

東京のグループホームは、精神障害と知的障害で位置づけが異なり、精神障害のグループホームは通過型と呼ばれている。3年以内に一般の住居を探してグループホームを出ていくのが、精神障害者のグループホームの基本的な在り方。知的障害者の方々から見ると、安心して自分の住まいを見つけたと思っていたのに、出ていかななくてはならないという状況にも陥りやすいものかもしれない。

文京区には、要配慮者の居住の問題を考えなければいけないということで、居住支援協議会が設置されている。その協議会でアンケート調査を実施し、文京区における住まいの探しづらさが現われているかと思うので、資料としてお示ししている。

主な意見・質疑応答等

- ・居住支援協議会の検討事項の一つとして、すまいる住宅登録事業の資格認定者の追跡調査を行った。すまいる住宅登録事業とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を区に登録していただいて、一方で、住宅を探していらっしゃる高齢者、障害者、ひとり親世帯の方

たちをつなげる事業。今まで累計で100人以上の方にご登録いただいているが、いまだに住居を探せないという方もおり、探せなかった方たちの現状について、昨年度調査を行ったうちの障害者の方が資料として今回出されたものである。

- ・すまいる住宅を利用される方は、高齢者が多いと思うが、障害者に関しても相談支援の事業所は、すまいる住宅と一緒にいくこともあるかと思う。入居が決まらなかった理由として家賃の高さなどが現われているように思う。

- ・家賃はどのぐらいか。

→資料によれば、現状の家賃が10万から15万未満が23%弱とか、文京区は特別区部よりも1万4,000円高く、相談支援で当事者の住まいを探している人の感覚とあまり変わらないと思う。平成30年ぐらいの時期の資料なので、更に家賃は上がっている可能性は高い。生活保護の方の住宅扶助となると、5万3,700円が基準だが、その家賃で区内の物件を探すのは、ほぼ不可能。近隣の豊島区でも、5万円台の物件を探すのは困難。

- ・調査1が本人もしくは支援相談支援員からの情報。調査2が、大家さんへのアンケート情報。重要な点としては、障害者に関する入居制限で物件の半数以上は、障害者に関しての入居制限を行っており、物件が探しづらい実態。

貸し側にとって、安心して貸せる点については、24時間緊急対応をしてくれることや、定期的な安否確認をするなどの仕組みがあれば、という結果。

- ・令和元年度の実態・意向調査結果を読み込んでいくと、住居への心配がそれほど出ているわけではない。住まいに心配がない方々もいれば、住まいがなくて行き場もない。区外にいらっしゃる方は、入院されている方も戻ってくる場所もなかなか見つけづらい現状がある。

- ・4-4については、630調査といって精神科の病院に入院している方がどれぐらいいるかを示した数値となっている。国の施策では入院の必要がない、退院可能な精神障害の方、精神病院に入院されている方は、地域に移行することが方針として示されている。文京区民の方としては入院者数が107人。ここ数年、予防対策課では、特に措置入院という最も強い権限で、本人の意思と関係なく入院する形があるが、その後の対応の道筋をつけるようになってきて

おり、地域生活の支援の手が増えてきている。

→措置入院の方は、基本的には居住がある方が多い。精神症状が悪化して、短期的に措置入院になる方が多いので、地域資源をもって退院する道筋というのは比較的つけやすいかなとは思う。長期入院の方については、居住が基本的にはない方になるので、そういった方々が文京区に帰ってくる時は、住まい探しをどうするかというところが課題。

- ・4-5のところで、居宅介護利用率の利用率が半分程度となっているが、理由があるのか。

→障害福祉サービスにおける居宅介護については、本人から利用したいという申請をいただいて、障害の程度と本人の希望を考慮した上で、区で支給決定する。その積み上げた時間が支給決定量であり、半分しか利用しなければ、利用率は50%ということ。

支給決定量よりも利用実績が少ない理由については、ヘルパー不足が第一の理由。第二の理由として、支給決定をしておいて、すぐに使えるようにしておきたいという方もいる。

- ・4-5の数字でグループホームの入居者の数字で三障害合わせて区内に住んでいる方が44人という数字が多いかどうかという点に関心がある。隣の豊島区では、精神障害者のグループホームは、100部屋を超えており、以前からグループホームの数が少ないなかで、ニーズとしてこうなのか、増やせない理由の精査もしたほうが良い。

障害福祉計画において、必要な数が掲げられているかという点も考えなくてはいけない。

先ほどの新聞にあるように、グループホームの方向も少し変わっていくなかで、この後の生活もどうなっていくのかが関心がある。

国の方向だと精神障害者の病院から地域への動きとともに、入所施設にいる人たちも地域へ、というのも一つの流れがある。

- ・文京区の中で一般相談をやっている場所は、どれぐらいの数があって、何か所の合計の数字になるのか。

→基幹と拠点(本富士、駒込、富坂)と、あとは地域活動センター3か所(あかり、カリタス、エナジーハウス)。もちろん保健サービスセンターも入っている。害福祉課の区役所の各課の窓口も一般相談を担っている。

- ・生保基準である5万3,700円を超えた家賃が大多数を占めており、生保の方は5万3,700円以上

は自己負担で借りているので、生活に使うべきお金が家賃に回ってしまっている現状が見てとれる。この数値は、区独自の家賃助成や取組を考える根拠になると思った。居住支援協議会や自立支援協議会、実態調査を通して、地域福祉推進協議会で施策に反映できるような仕組が取れると、自立支援協議会で検討した結果が形となって、当事者の方たちに還元されていくことが大事。

実態・意向調査は住所に送られるので、入院している方には届かない方がほとんど。居住の場がない方が大多数で、居住の問題が浮上しにくい実態がある。意見を出せない人に対しての働きかけについては、地域で働いている施設の職員としては、大事なことと思っている。

- ・文京区で地域移行をやっている事業所が‘あかり’のみで職員も限られているので、年間1件が昨年度の実績。退院するよりも前に亡くなってしまう方のほうが多いのでは。入院されている方も住民なので、帰ってこれる支援について、検討していくことができると良い。

- ・拠点で、住まい探しの相談がどれくらいあるのか。先ほどの居住支援協議会のワーキンググループの貸主側の調査で、24時間の見守りや定期的な安否確認があったらいいという意見について、拠点の動きとしては可能か。

→拠点の部屋探しへの依頼については、多くの件数があるわけではない。ただ、相談していく中で、困窮や就労が難しいため、部屋探しをしていきたいと思いますというご家族がいるのと、親元から離れて家探しをしたいというケースが動いている。

グループホームを利用して、卒業後にお部屋を探す方が多い。資料の第4-5号の⑤、一番下の行に精神障害者単身生活サポート事業、これは精神の障害がある方がグループホームを利用して、文京区だけではなく、他区のグループホームを利用されている方も多いため、また文京区に戻ってきたり、卒業で文京区の部屋探しをするというところでも、部屋探しと1年間のフォローアップをしている事業になる。

低額な家賃で探すと、ほとんど部屋を選ばず、妥協しながら住んでいる状況。相談に乗ってくれる不動産屋は僅か。大手では対応してもらえず、顔見知りの不動産屋にもお願いしていて、随時メールで情報が入ってくる形を取っている。

大家さんや不動産屋から24時間対応や定期的な見守りについてのオーダーはないが、トラブルを起こしたときに、ご本人以外に支援者がいるので、その点は安心してほしい、としている。

- ・社協でも住居のご相談を受けるが、選択肢はほぼ無く、6万ぐらいになると少数が変わってくる。もう少し補助的なものがあると選択肢の幅が変わってくる実感がある。

- ・利用者の物件探しをすることがあり、例えば、他区のグループホームから文京区に戻ってくる、立ち退き、長期入院からの家探し等の様々なケースがある。

課題としては、まず家賃が高い点、二つ目は保証人の問題で、緊急連絡先の受け手がいないということで、施設として緊急連絡先を担うケースも何件かあるが、高齢の方になると、引っ越しの面や、物件が見つかるのか等難しい。

生活保護を理由に断られることもあるので、不動産会社への普及啓発も必要。事業所が全面的にバックアップしながら、貸していただいているケースもある。

拠点でも物件探しの依頼はあり、基幹の紹介のケースや、親亡き後に家探しをするケースが今後も増えていくと感じている。

- ・精神障害者の方々の物件探しは、通過型でやっている分、3年たったら必ず探す状況があるので、物件探しで動くことが多い。グループホームとして住んでいる物件は、東京都からグループホームに補助があり、7万円近い物件に住んでいた人が5万円台の物件を探して住むということで、ダウングレードを強いられる厳しさも現実はある。

- ・家賃が管理費込みで5万8,000円で募集したら、不動産屋から精神障害者の申込みが2件あったが、契約には至らなかった。

アンケート調査にあるように、一番上の近隣トラブル、生活や人間関係で困ったときの相談先がない。24時間対応で入居者さん同士のトラブルがあったときに対応してくれる連絡先が欲しい点。一番困るのは、ほかの入居者とトラブルが起きたときの対処。

アンケート調査に書いてあることが大家の真実だと思うので、掘り下げていくとともに、現状は家賃・土地代が上がっている一方、コロナ禍の影響で学生をターゲットとして建てたワンルームは、空室率が高い。身元の保証などがあれば借りやすくなると思っている。

- ・知的障害者のグループホームも期限付になると、終の住みかと思って保護者も決心して住まいを変えて、その後にまた探すことになってしまうので、今後の動向を注視していきたい。

終の住みかとして入居されても、状態や家族構成が変わったことなどにより、グループホームでの生活が難しい方も増えている。その後に、自宅に帰るのは難しいので施設探しのニーズが多く、サービス体系が課題に上がっていることも含めての検討かもしれない。

文京区のグループホームでは、知的障害者の方の終の住みかとなるようなご支援をいただいております、そういった情報が近隣区でも入るように支援していきたい。

- 我々のグループホームにも、空きに関する問合せがあるので、お待ちの方がいらっしゃるとい実感があるが、現状空きがない。住んでいる方にも、別の場所へというのは想像しづらいというのが実感。

- 区の事例ではないが、知的障害の方が住むマンションを探すのに苦労した。法人全体で保証人になるとか、24時間体制が求められ、職員努力で電話や終わった後に見に行くことも。

入所施設の地域移行も考えなければいけないことが課題として上がっており、実際リアン文京では40名の方が入所されているが、地域移行できそうな方がいるか検討に入っている。一方で、ご家族含めてご本人が希望されるかについては、別の問題があって、生活のビジョンも含めて話をしていくのが課題。

- 文京区は人口比率に対して、極端にグループホームが少ない。家賃が高い要因もあるが、ほとんどのホームが公立の土地の上に建っている現状は、異常な感がある。いい土地があったらグループホームにしていく流れは区全体でつくっていく必要性について常々感じている。

一人暮らしの話がこの新聞にあるが、東京都の通過型をモデルに、精神の方々を全国版にするような解釈で、知的障害の人たちも一人暮らしという形ではないと受け止めている。

一方で集団生活が難しくグループホームには入れないが、一人暮らしならいけるとい人もいる。重度の知的障害者の一人暮らしを重度訪問介護で支えるという流れがあって。住み方も選択ができるといいなと思っているが、毎月10万円の家賃を払うのは厳しい。

- 高齢者あんしん相談センターは、物件探しや住み替えの関係で一緒に動くことはあるか。
→安いアパートを持っている不動産屋にご相談したりしたケースはある。高齢の方が住めなくなる理由は、立ち退きや身体状況の悪化、認知症などがある。安い物件が探せず、施設の流れになりがちで、高齢の方も文京区で住み替えをするのは難しい。

シルバーピアも倍率が高く、入れない状況があつて、すまいる住宅は金額面では現実的でないというのが状況。

- ・保証人協会に入っているけど、別に緊急連絡先は必要なものなのか。

→誰が障害を持っている方を、もし地震があつたときに安全に避難所に連れていってくれるのかとか悩みがある。避難所運営に行ってしまったら安否確認ができない。

常に24時間体制でサポートしてくださる方が身近にいてほしい。家賃の問題だけでなく、実生活で、今起きたことを、解決しないと話が大きくなることもあると思う。集合住宅は、一つのコミュニティであり、契約したからいいという問題ではない。

大家からではなく、ワンクッションあつたほうが受入れやすいとか、声かけてくださる方がいるだけで安心だと思う。

- ・社協で文京ユアストーリーという死後事務の委任の事業をやっているが、身元保証は、基本的には家賃の支払い保証で、緊急連絡先でも、基本的に緊急連絡先は入院したときとか、あとは亡くなった後の家財処分をどうするか取決めがない場合があつて、緊急連絡先を必要とされる。緊急連絡先でも、例えば、預託金を預かっているので、支払い保証もできるからということを通る場合もある一方、用意してくださいと言われる場合もあつて、求められている機能がそれぞれ違う印象。

【部会長まとめ】

障害者であるというよりも、生活弱者の人たちの住まいという問題を全体でどうしていくかということと思う。次回の第2回の地域生活支援専門部会は、今出た議論をまとめつつ、一次回は相談支援専門部会との合同開催も目指していきたいと思っている。

その他事務連絡

次回の会議日程は11月頃を予定。決まり次第、部会メンバーへ連絡する。

文京つながるメッセ

本人を中心に考える 権利擁護の実践

～地域ネットワークで支える
意思決定支援～

日時:令和4年 11月19日(土)
午後 1時～3時

会場:文京区民センター 3階
3A会議室

講師

■ 高山 直樹 氏

(東洋大学社会学部社会福祉学科教授 社会貢献センター長)

■ 勝又 健太 氏

(聖和看護専門学校非常勤講師)

東洋大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程)

地域で暮らす方を支えるための権利擁護の
考え方について講演会を行います

- ・本人主体の権利擁護とは
- ・意思決定支援のための環境づくりについて
- ・地域の実践報告から学ぶ、意思表出できる
関係性の構築

———申し込み・問い合わせ———

社会福祉法人 文京区社会福祉協議会
あんしんサポート文京(権利擁護センター)

TEL: 03-3812-3156

11/16(水)締切



ネットでのお申し込みはこちらから↑